(証券コード2373)
2019年１月11日

株　主　各　位

大阪市北区堂島二丁目２番２号
株式会社ケア２１
代表取締役社長　　依　田　　平

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年１月29日（火曜日）午後５時までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　2019年１月30日（水曜日）午前10時
2. **場　　所**　大阪市北区梅田三丁目３番45号
　ホテルモントレ大阪　７階 Palffy（「パルフィ」）
　（会場が前回と異なっておりますので、末尾に記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. **目的事項**

報告事項
1. 第25期（2017年11月１日から2018年10月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第25期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
- **第１号議案**　剰余金処分の件
- **第２号議案**　定款一部変更の件
- **第３号議案**　取締役４名選任の件
- **第４号議案**　取締役に対する特定譲渡制限付株式の付与のための報酬支給の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎**ご出席の株主様へのお土産は、株主優待制度の導入に伴いまして本年より取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。**
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.care21.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

〔2017年11月１日から
2018年10月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績の持続的な改善に加え、個人消費にも持ち直しの動きが見られるものの、労働力不足の常態化が足枷となり、景気は緩やかな回復に留まっております。また、海外経済においては、米国では大規模減税の効果により、株価が史上最高値を更新する等、景気は好調を維持しており、中国を始めとするアジア新興国の景気についても、依然として下振れリスクは存するものの、持ち直しの動きが継続するものと見込まれます。一方景気の先行きにつきましては、国内では、東京五輪特需が峠を越えつつあることに加えて、頻発する自然災害や原油価格上昇等の影響が懸念される状況にあり、また、海外においては、米政権の通商政策を始めとする政策動向が世界経済に与える影響の不確実性、北朝鮮及び中東における政情不安等、予断を許さない状況での推移が予想されます。

こうした環境の下、介護業界におきましては、高齢化率が年々上昇し、介護サービスの需要が益々高まりつつありますが、介護従事者については、有効求人倍率が高い数値で推移しており、人財の確保が経営上の最重要課題となっております。その対応策の一つとして、2018年４月には介護報酬改定が実施され、小幅ながらも６年ぶりに介護報酬が引き上げられるとともに、種々の加算及び減算要件が制定されました。

このような状況の下、当社グループは、ご利用者に品質の高いサービスを提供するため、介護職員の処遇改善及び研修体制の充実に努めるとともに、独自に創設した「誰伸び人事制度」の更なる充実に加え、社内求職者紹介制度の積極的な活用、更には、あらゆる世代の従業員が生きがいを持って働き続けられるための定年制度撤廃や全パートタイマーの有期から無期雇用契約への変更等、従業員が働きやすい環境を整備することによって雇用の安定に努めてまいりました。

その一方で、当連結会計年度においては、当初の計画通りに多くの新規施設を開設してきましたので、当連結会計年度において、これら施設の早期黒字化を目指し、入居促進のための施策を積極果敢に実施いたしました。こうした施策が一定の成果を収め、売上高については順調に拡大いたしましたが、その実行によって想定を超えるコスト負担が生じたことに加え、それら施設の初期投資、人財関連コスト等が計上されたことも相俟って、利益を押し下げる要因となりました。

在宅系介護事業におきましては、新規事業所のリーダーとなる人財の育成が継続的に可能となりましたが、環境の変化もあり慎重な出店を計画しており、当連結会計年度において、東京都に１拠点、京都府に１拠点、兵庫県に１拠点、宮城県に１拠点の計４拠点を出店いたしました。また、2017年４月より介護職員処遇改善加算が増額されたことにより売上高は増加したものの、従業員に対する当該加算報酬受給額を超える還元及び臨時賞与の引当を行ったことに加え、厚生年金保険料率引き上げによるコスト増もあり、当事業の人件費負担が増加いたしました。

施設系介護事業におきましては、当連結会計年度において、東京都に３施設、埼玉県に１施設、愛知県に１施設、大阪府に１施設、京都府に１施設、兵庫県に３施設、広島県に１施設、宮城県に１施設の計12施設をオープンいたしました。また、当連結会計年度及び前連結会計年度後半に開設した施設を満床にするため積極的な営業展開を図ったことが売上高の成長に寄与したものの、これら営業展開に対する費用が予想以上に嵩みました。今後も引き続き入居者獲得に注力し、収益改善に取り組んでまいります。

その他の事業におきましては、ご利用者の安心・安全・利便・生きがいを提供するため、介護人材の教育事業、障がい者(児)通所支援サービス事業、福祉用具関連サービス事業、訪問看護サービス事業、給食事業、保育事業等において積極的な営業展開を図り、売上伸長に注力いたしました。また、当連結会計年度において、東京都及び大阪市において開設いたしました認可保育園に対して自治体から支給が決定された補助金を営業外収益に計上しております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は281億20百万円（前年同期比11.5％増）、営業利益５億22百万円（同40.6％減）、経常利益３億44百万円（同47.8％減）、親会社株主に帰属する当期純利益２億10百万円（同71.3％減）となりました。

事業セグメント別売上高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 2016年11月１日から 2017年10月31日まで		当連結会計年度 2017年11月１日から 2018年10月31日まで	
区　　分	売上高(千円)	構成比(％)	売上高(千円)	構成比(％)
在宅系介護事業	8,851,876	35.1	9,093,955	32.3
施設系介護事業	13,142,576	52.1	15,546,098	55.3
その他の事業	3,231,437	12.8	3,480,501	12.4
合　　計	25,225,889	100.0	28,120,555	100.0

(注) セグメント間取引は消去しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、総額47億８百万円であり、主に施設系介護事業における建物の取得（新規開設によるリース資産の計上41億57百万円を含む)、建物の内装工事、工具、器具及び備品等の購入であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、短期借入金は、銀行借入れにより、純額５億50百万円増加し、長期借入金は、銀行借入により、純額１億29百万円増加となり、総額６億79百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国の経済は一部に明るさが見えつつあるものの依然として厳しい経営環境が続くものと予想されます。このような状況の下、介護業界は、急速な高齢化に伴う介護ニーズの高まりを背景とし、今後も継続的なマーケットの拡大が期待できるものの、企業間競争はますます激しくなるものと考えられます。

当社グループといたしましては、「人を大事にし、人を育て、いい会社を創ろう」のスローガンの下、ご利用者・株主・取引先の皆様並びに従業員の満足度をより高め「100年企業」を目指してまいります。

次期につきましては、社内求職者紹介制度の活用により必要な人財の充足を図るとともに、「外国人を仲間に」を旗印に、外国人技能実習生受け入れについても、積極的に取り組んでまいります。一方で、次期における新規事業所の開設計画につきましては、前２期に比べると積極的とは言えないものとなっておりますが、これは、出店計画をより厳正に審査したことに加え、既存事業所におけるサービス力と収益力の底上げに重点的に取り組むことで、将来に渡る業績向上の足掛かりを築くことが目的であります。また、当連結会計年度に設置した、少高新規事業開発室において、少子高齢化に対応した新規事業開発を推し進めるとともに、当連結会計年度に続き認可保育園を開設、障がい児通所支援事業所についても開設を計画する等、総合福祉サービス企業へと飛躍を遂げるべく、新規事業の業容拡大にグループの総力を挙げて取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの経営活動に今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分＼期別	第22期 (2015年10月期)	第23期 (2016年10月期)	第24期 (2017年10月期)	第25期 (当連結会計年度) (2018年10月期)
売上高(千円)	20,707,484	22,568,008	25,225,889	28,120,555
経常利益(千円)	658,522	281,860	660,497	344,948
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	337,520	△230,701	733,076	210,468
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	72円57銭	△49円86銭	161円95銭	46円62銭
総資産(千円)	16,865,231	20,793,749	26,695,901	31,253,519
純資産(千円)	3,180,030	3,172,144	3,503,911	3,600,406
1株当たり純資産額	684円77銭	693円04銭	775円43銭	797円44銭

(注) 1．1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数（4,514,968株）に基づき、1株当たり純資産額は、期末現在の自己株式控除後の発行済株式数（4,514,968株）に基づき算出しております。

2．当社は、2018年11月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第22期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分＼期別	第22期 (2015年10月期)	第23期 (2016年10月期)	第24期 (2017年10月期)	第25期 (当事業年度) (2018年10月期)
売上高(千円)	18,328,375	20,069,990	22,904,480	25,757,127
経常利益(千円)	592,204	220,785	486,543	243,860
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	339,606	△240,771	621,161	170,942
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	72円41銭	△51円69銭	137円23銭	37円86銭
総資産(千円)	15,538,070	20,275,622	26,066,686	30,720,320
純資産(千円)	3,167,660	3,103,859	3,320,837	3,380,681
1株当たり純資産額	676円40銭	678円12銭	735円52銭	748円77銭

(注) 1．1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数（4,514,968株）に基づき、1株当たり純資産額は、期末現在の自己株式控除後の発行済株式数（4,514,968株）に基づき算出しております。

2．当社は、2018年11月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第22期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金（千円）	当社の出資比率（%）	主要な事業内容
株式会社サポート２１	20,000	100	軽作業請負等
株式会社ＥＥ２１	18,100	100	介護人材の教育等
株式会社美味しい料理	50,000	100	給食事業等
株式会社ケア２１メディカル	50,000	100	訪問看護事業等
株式会社まごの手サービス	5,000	100	障がい児支援事業等
株式会社たのしい職場	20,000	100	就労継続支援A型
株式会社かがやく学び舎	10,000	50	就労移行支援事業
株式会社ナースセントラル	1,000	100	訪問看護事業

（注）株式会社まごの手サービスは、2018年８月１日付を以て、当社に全ての事業を譲渡しております。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント（2018年10月31日現在）

区　　分	事　　業　　内　　容
在宅系介護事業	訪問介護サービスの提供・ケアプランの作成
施設系介護事業	介護付き有料老人ホーム・グループホーム・デイサービスの運営
その他の事業	介護用品等の販売及び貸与・住宅改修・訪問看護サービスの提供・介護人材の教育・給食・障がい児通所支援・就労継続支援Ａ型・保育園の運営・就労移行支援等

(8) 企業集団の主要拠点等（2018年10月31日現在）

① 大 阪 本 社　大阪市北区堂島二丁目２番２号

② 東 京 本 社　東京都千代田区鍛冶町二丁目６番１号

③ ステーション　（訪問介護、訪問看護及び居宅介護支援事業所等）　226拠点

④ 施　　設　（介護付き有料老人ホーム・グループホーム・デイサービス）160拠点

○ステーション・施設の地域別分布

（単位：拠点）

区　　分	ステーション数	施 設 数
大　阪　府	94	50
兵　庫　県	22	15
京　都　府	8	22
東　京　都	70	31
神 奈 川 県	7	6
千　葉　県	－	4
埼　玉　県	2	3
愛　知　県	10	15
福　岡　県	6	9
広　島　県	2	3
宮　城　県	5	2
合　　計	226	160

（注）１．同一建屋内に複数の事業所を併設している拠点については、それぞれを１ステーション又は施設と捉えて、ステーション及び施設数を算定しております。

２．2018年７月18日開催の取締役会において、2019年１月に有料老人ホームのブランド名称を「たのしい家」から「プレザン　メゾン」（スタンダードクラス）、「プレザン　グラン」（ハイクラス）に変更する旨決議しております。

(9) 従業員の状況（2018年10月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区　　分	従 業 員 数(名)	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢(歳)	平均勤続年数(年)
男　　性	1,356	63名増	40.1	3.5
女　　性	3,165	315名増	48.2	3.6
合計又は平均	4,521	378名増	45.9	3.6

② 当社の従業員の状況

区　　分	従 業 員 数(名)	前事業年度末比増減	平 均 年 齢(歳)	平均勤続年数(年)
男　　性	1,188	130名増	40.8	3.7
女　　性	2,771	277名増	48.9	3.7
合計又は平均	3,959	407名増	46.5	3.7

（注）1. 上記のほか、臨時従業員2,207名（年間平均）を雇用しております。

2. 従業員数には外部機関等への出向者１名を含んでおりません。

(10)主要な借入先（2018年10月31日現在）

借　入　先	借　入　残　高(千円)
株式会社りそな銀行	1,240,713
株式会社三菱UFJ銀行	877,826
株式会社三井住友銀行	364,204
株式会社みずほ銀行	305,400
株式会社滋賀銀行	241,938
株式会社広島銀行	200,000
株式会社池田泉州銀行	190,004
株式会社関西アーバン銀行	137,400

2. 会社の状況に関する事項（2018年10月31日現在）

(1) 株式に関する事項

① 発行可能株式総数　　8,696,000株

② 発行済株式の総数　　2,474,000株（自己株式216,516株を含む）

③ 株主数　　977名

④ 大株主の状況（上位10名）

株　主　名	持　株　数(株)	持株比率(%)
株式会社浅科依田	500,000	22.15
吉田嘉明	358,800	15.89
スターツコーポレーション株式会社	300,000	13.29
依田雅	207,300	9.18
アズワン株式会社	160,000	7.09
SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB FOR HEALTHINVEST SMALL AND MICROCAP FD	114,500	5.07
ケア21従業員持株会	75,900	3.36
依田平	73,000	3.23
依田明子	40,000	1.77
川合利幸	37,300	1.65

（注）持株比率は期末発行済株式総数から自己株式（216,516株）を控除した株式数（2,257,484株）を基準に算出しております。

⑤その他株式に関する重要な事項

当社は、2018年９月19日開催の取締役会において、2018年11月１日付で普通株式１株を２株に株式分割することを決議し、当社定款を変更いたしました。これにより、発行可能株式総数は17,392,000株に、発行済株式の総数は4,948,000株となりました。なお、資本金の額に変更はありません。

当該株式分割は、2018年11月１日を効力発生日としておりますので、本事項は株式分割前の株式数を基準としております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
依　田　　平	代表取締役社長	学校法人未来学園　理事長 株式会社サポート２１　代表取締役社長 株式会社浅科依田　代表取締役社長 株式会社ＥＥ２１　代表取締役会長 株式会社ニューケアネット　取締役 株式会社ケア２１メディカル　取締役会長 株式会社美味しい料理　代表取締役会長 株式会社まごの手サービス　代表取締役社長 株式会社たのしい職場　代表取締役社長
依　田　　雅	取締役副社長	福祉事業本部長 学校法人未来学園　常務理事 株式会社ＥＥ２１　代表取締役社長 社会福祉法人気づき福祉会　理事長 株式会社未来ケアカレッジ　代表取締役社長 株式会社ケア２１メディカル　取締役 株式会社美味しい料理　取締役 株式会社まごの手サービス　取締役 株式会社たのしい職場　取締役 株式会社ナースセントラル　代表取締役社長 日本医療介護事業協同組合　代表理事
遠　藤　昭　夫	常務取締役	業務統括本部長 株式会社ＥＥ２１　監査役 株式会社ケア２１メディカル　監査役 株式会社美味しい料理　監査役 株式会社まごの手サービス　監査役 株式会社たのしい職場　監査役 株式会社かがやく学び舎　代表取締役社長
和　久　定　信	取締役	福祉・新規事業部長 株式会社まごの手サービス　取締役
深　貝　　亨	取締役	行政書士 Ｐ・Ｒ・Ｏ行政書士法人 代表社員 北海道行政書士会　相談役 株式会社法務ネット事業承継センター 代表取締役 有限会社小林ビル管理　代表取締役
長　屋　　博	取締役	ジェイプリント株式会社　代表取締役社長 株式会社長屋　代表取締役社長 株式会社一貫堂　代表取締役社長 長屋印刷株式会社　代表取締役 東桜ビル株式会社　代表取締役社長 一般社団法人ＨＥＡＤ研究会　常務理事

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
天谷　庄太郎	常勤監査役	―
笠原　諄一	監査役	―
山元　直貴	監査役	公認会計士、税理士 山元直貴公認会計士事務所　代表 山元直貴税理士事務所　代表 公益財団法人京都府学校給食会　監事 株式会社美津和商会　取締役 三和化工株式会社　監査役 特定非営利活動法人リボーン・京都　監事 みつわ会計株式会社　代表取締役

（注）1. 取締役　深貝亨、長屋博の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
なお、当社は株式会社東京証券取引所に対して、深貝亨氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 監査役　天谷庄太郎、笠原諄一の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役　山元直貴氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役　山元直貴氏は、2018年１月30日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって辞任し、同日付にて監査役に就任いたしました。
5. 監査役　井上恵仁氏は、2018年１月30日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員（名）	支給額（千円）	摘　　要
取締役 （うち社外取締役）	7 (3)	115,830 (5,490)	
監査役 （うち社外監査役）	4 (2)	18,720 (16,200)	
合　　計 （うち社外役員）	11 (5)	134,550 (21,690)	

（注）1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2004年１月29日開催の当社第10期定時株主総会において年額400百万円以内と決議しております。
3. 監査役の報酬限度額は、2004年１月29日開催の当社第10期定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係

区　分	氏　名	重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
社外取締役	深　貝　　亨	行政書士 Ｐ・Ｒ・Ｏ行政書士法人 代表社員 北海道行政書士会　相談役 株式会社法務ネット事業承継センター 代表取締役 有限会社小林ビル管理　代表取締役	―
	長　屋　　博	ジェイプリント株式会社　代表取締役社長 株式会社長屋　代表取締役社長 株式会社一貫堂　代表取締役社長 長屋印刷株式会社　代表取締役 東桜ビル株式会社　代表取締役社長 一般社団法人ＨＥＡＤ研究会　常務理事	有
社外監査役	天　谷　庄太郎	―	―
	笠　原　諄　一	―	―

(注)　長屋博氏は、株式会社一貫堂の代表取締役社長であり、同社は当社と取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	深　貝　　亨	当事業年度に開催された取締役会21回のうち17回に出席し、議案の審議につき、必要に応じ、適宜質問するとともに、高い見識をいかして必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役	長　屋　　博	当事業年度に開催された取締役会21回のうち19回に出席し、議案の審議につき、必要に応じ、適宜質問するとともに、高い見識をいかして必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	天　谷　庄太郎	当事業年度に開催された取締役会21回また監査役会16回の全てに出席しております。常勤監査役としてコンプライアンスの観点から日々の監査を担当するとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保に向け助言・提言を行っております。
社外監査役	笠　原　諄　一	当事業年度に開催された取締役会21回また監査役会16回の全てに出席し、金融界で長年培った豊富な経験と知見に基づき、独立かつ中立な視点から監査役としての発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

ＰｗＣ京都監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

ａ．公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額

31,000千円

ｂ．公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額

―千円

ｃ．当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

31,000千円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、ａ．の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任、または不再任を株主総会の会議の目的とし、議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ケア21グループ企業倫理憲章を定め、必要に応じて外部の専門家を起用し、法令定款違反行為を未然に防止する。また、取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

トータル・リスクマネジメント体制の実践的運用を確保するためケア21グループリスク管理規程を定め、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置してグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化するとともに、危機管理室及び内部監査課がリスク管理の状況を調査・監査し、その結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

また、不測の事態が発生したときは、代表取締役を本部長とする緊急対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えるものとする。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保するため、定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。

また、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制を確保し実践的運用を徹底するため、ケア21グループ企業行動憲章及びケア21グループコンプライアンス基本規程を定め、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置してグループ全体のコンプライアンス体制の統括及びコンプライアンスに関する業務を執行し、必要に応じて各担当部署にて規則・ガイドライン等の策定、研修を実施する。

内部監査部門として業務執行部門とは独立した内部監査課は、経常的な業務監視体制をとるものとする。

また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての内部通報体制として、お客様ファースト部長、常勤監査役及び社外弁護士を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行うものとする。

取締役は、グループ内における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告するものとし、監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

6．企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ当社グループにおける業務の適正を確保するために、関係会社管理規程その他必要な規程を定め、関係会社の経営状況を定期的に取締役会に報告するほか、関係会社に対しても内部監査規程に基づき必要な監査を行うものとする。

7．監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する体制

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は置いていないが、必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、当該人事については、代表取締役と監査役が意見交換を行うものとする。

8．取締役及び使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役会または監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事実を発見したときは、直ちに監査役に報告しなければならない。

また、監査役は、意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役または使用人にその説明を求めることとする。さらに、会計監査人から会計監査の内容につき説明を受け、情報の交換を行うなど連携を密にし、監査役監査の実効性確保を図るものとする。

9．監査役会または監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役または使用人が当該報告をしたことを理由に、不利な取扱いを受けることを禁止するものとする。

なお、内部通報規程の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保するとともに、代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつものとする。

10．反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

法令遵守を重視し、反社会的勢力に対しては毅然と対応し、利益供与は一切行わないことを、「ケア21グループ企業行動憲章」、「ケア21グループ行動基準」及び「ケア21グループコンプライアンスマニュアル」で定め、コンプライアンスの重要性を周知徹底するとともに、反社会的勢力への対応に関する相談窓口を「お客様ファースト部」と定めて、平素から警察並びにその外郭団体、顧問弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築して、反社会的勢力に関する情報の共有化と収集した情報の一元的な管理を行い、当該勢力との関係をもたないための対応を組織的に行うものとする。

4. 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

１．取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ケア21グループにおいては、各社毎月開催される定時取締役会において法令遵守を確認するとともに、コンプライアンスの徹底を図っております。

２．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当連結会計年度においては、損失の危険に該当する事態は発生いたしませんでしたが、上記の「業務の適正を確保するための体制」に基づき、リスク管理を行っております。

３．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当事業年度においては、上記の「業務の適正を確保するための体制」及び期初に設定した監査計画に基づき、定期的に開催される監査役会において監査を実施しております。

４．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と体制

当社は、株主や取引先をはじめとする全てのステークホルダーからの信頼と期待に応え、「経営理念」の下に健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査等の機能を整備・強化し、当社グループの事業に適したコーポレート・ガバナンスの仕組みを整えております。

（注） 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2018年10月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,716,312**	**流動負債**	**7,015,622**
現金及び預金	1,409,917	買掛金	124,839
売掛金	4,081,425	短期借入金	2,100,000
商品	21,225	1年内返済予定の長期借入金	789,927
原材料及び貯蔵品	23,959	未払金	1,878,624
繰延税金資産	166,154	未払法人税等	216,356
その他	1,036,010	前受金	733,990
貸倒引当金	△22,381	預り金	68,803
固定資産	**24,537,207**	賞与引当金	256,002
有形固定資産	**19,728,720**	リース債務	832,660
建物	589,977	その他	14,417
構築物	1,602	**固定負債**	**20,637,490**
車両運搬具	0	長期借入金	850,896
工具、器具及び備品	236,195	繰延税金負債	569,549
土地	111,375	リース債務	18,776,190
リース資産	18,668,052	資産除去債務	264,363
建設仮勘定	121,516	その他	176,490
無形固定資産	**154,967**	**負債合計**	**27,653,112**
ソフトウェア	121,370	**純資産の部**	
その他	33,596	**株主資本**	**2,239,730**
投資その他の資産	**4,653,519**	資本金	100,000
投資有価証券	2,091,958	資本剰余金	996,730
出資金	1,043	利益剰余金	1,600,545
長期貸付金	6,460	自己株式	△457,544
破産更生債権等	740	**その他の包括利益累計額**	**1,360,675**
長期前払費用	323,145	その他有価証券評価差額金	1,360,675
差入保証金	2,219,016		
その他	12,883		
貸倒引当金	△1,728		
資産合計	**31,253,519**	**純資産合計**	**3,600,406**
		負債及び純資産合計	**31,253,519**

連結損益計算書

〔2017年11月１日から
2018年10月31日まで〕

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		28,120,555
売上原価		22,572,525
売上総利益		**5,548,029**
販売費及び一般管理費		5,025,541
営業利益		**522,488**
営業外収益		
受取利息	16,279	
受取配当金	7,821	
補助金収入	292,630	
持分法による投資利益	1,839	
その他	18,205	336,777
営業外費用		
支払利息	513,004	
その他	1,312	514,317
経常利益		**344,948**
特別利益		
投資有価証券売却益	210,334	
固定資産売却益	4,655	214,989
特別損失		
固定資産除却損	2,368	
固定資産売却損	0	
減損損失	180,547	
災害による損失	8,224	191,140
税金等調整前当期純利益		**368,797**
法人税、住民税及び事業税	251,080	
法人税等調整額	△89,876	161,203
当期純利益		**207,593**
非支配株主に帰属する当期純損失		**2,874**
親会社株主に帰属する当期純利益		**210,468**

連結株主資本等変動計算書

〔2017年11月１日から
2018年10月31日まで〕

（単位：千円）

項　　目	株　主　資　本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合　計
2017年11月１日残高	100,000	996,730	1,525,526	△457,544	2,164,711
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△135,449		△135,449
親会社株主に帰属する当期純利益			210,468		210,468
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計			75,019		75,019
2018年10月31日残高	100,000	996,730	1,600,545	△457,544	2,239,730

項　　目	その他の包括利益累計額	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
2017年11月１日残高	1,336,325	2,874	3,503,911
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△135,449
親会社株主に帰属する当期純利益			210,468
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	24,350	△2,874	21,475
連結会計年度中の変動額合計	24,350	△2,874	96,494
2018年10月31日残高	1,360,675	―	3,600,406

連　結　注　記　表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

１．連結の範囲に関する事項

(1)　連結子会社の状況

連結子会社の数　　９社

連結子会社の名称　　株式会社サポート２１
株式会社ＥＥ２１及びその子会社１社
株式会社美味しい料理
株式会社ケア２１メディカル
株式会社まごの手サービス
株式会社たのしい職場
株式会社かがやく学び舎
株式会社ナースセントラル

（注）なお、株式会社まごの手サービスは、2018年８月１日付を以て、当社に全ての事業を譲渡しております。

(2)　非連結子会社の状況

該当事項はありません。

２．持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数　１社

関連会社の名称　株式会社ニューケアネット

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

４．連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度において、2017年12月１日付で株式会社ナースセントラルの全株式を取得し、同社を当社の連結子会社としております。なお、株式会社ナースセントラルは2017年12月31日をみなし取得日としております。

５．会計方針に関する事項

(1)　重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

その他有価証券

時価のあるもの・・・連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② たな卸資産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

・・・2007年３月31日以前に取得したものについては法人税法に規定する旧定額法、2007年４月１日以降に取得したものについては法人税法に規定する定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物　　３～43年

工具、器具及び備品　　３～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

・・・定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)によっております。

また、定期借地権については、契約期間に基づいております。

長期前払費用・・・定額法を採用しております。

リース資産・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金・・・従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の及ぶ期間（３～５年）にわたって均等償却を行っております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生時に一括費用処理をしております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は投資その他の資産の長期前払費用に計上し、５年間で均等償却しております。

(6) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1．担保に供されている資産に係る事項

担保提供資産

現金及び預金　10,000千円

対応する債務

有料老人ホームの入居一時金保全措置に基づく金融機関保証極度額　20,000千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　4,835,284千円

3．投資有価証券の貸株

当社は、投資有価証券のうち、1,891,000千円については貸株に提供しております。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1．当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式　2,474,000株

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年１月30日定時株主総会	普通株式	135,449	60	2017年10月31日	2018年１月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年１月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額　146,736千円

② １株当たり配当額　65円

③ 基準日　2018年10月31日

④ 効力発生日　2019年１月31日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

（注）当社は、2018年11月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っておりますが、上記配当金については、当該株式分割前の株式数を基準に配当を実施しております。

［金融商品に関する注記］

１．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に介護サービス事業を行うための事業計画に照らして、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、大部分が介護保険制度等に基づく債権であり、相手先が保険者（市町村及び特別区）であるため、リスクは僅少であります。一方で個人負担額については、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

差入保証金は、在宅系介護事業や施設系介護事業における賃借契約に伴うものであり、取引先企業等の財務状況等に関する信用リスクに晒されております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

リース債務は、施設系介護事業における建物に係るものであります。

借入金及びリース債務は、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社の主要な営業債権、貸付金及び差入保証金について、経理部において、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、各部署からの報告に基づき、経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2018年10月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1)現金及び預金	1,409,917	1,409,917	―
(2)売掛金	4,081,425	4,081,425	―
(3)投資有価証券			
その他有価証券	2,080,100	2,080,100	―
(4)差入保証金	2,219,016	2,257,042	38,026
(5)買掛金	(124,839)	(124,839)	―
(6)短期借入金	(2,100,000)	(2,100,000)	―
(7)未払金	(1,878,624)	(1,878,624)	―
(8)未払法人税等	(216,356)	(216,356)	―
(9)長期借入金	(1,640,823)	(1,639,389)	△1,433
(10)リース債務	(19,608,851)	(20,290,618)	681,766

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(5)買掛金、(6)短期借入金、(7)未払金並びに(8)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

その他有価証券

取引所の価格によっております。

(4)差入保証金

差入保証金の時価については、一定の期間ごとに分類し、そのキャッシュ・フローを新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

なお、長期借入金の連結貸借対照表計上額、時価及び差額には、１年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(10)リース債務

リース債務の時価は、一定の期間ごとに分類し、そのキャッシュ・フローを新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、リース債務の連結貸借対照表計上額、時価及び差額には、流動負債に計上したリース債務の金額が含まれております。

（注２）関連会社株式（連結貸借対照表計上額11,858千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,409,917	―	―	―
売掛金	4,081,425	―	―	―
差入保証金	96,367	385,401	693,191	1,044,055
合計	5,587,710	385,401	693,191	1,044,055

（注４）長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	789,927	341,936	296,482	188,145	24,333	―
リース債務	832,660	860,856	886,410	912,514	939,650	15,176,759
合計	1,622,587	1,202,792	1,182,892	1,100,659	963,983	15,176,759

[１株当たり情報に関する注記]

１．１株当たり純資産額　797円44銭

２．１株当たり当期純利益　46円62銭

（注）１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益は、2018年11月１日に行いました株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

[重要な後発事象に関する注記]

(株式分割)

当社は、2018年９月19日開催の取締役会の決議に基づき、2018年11月１日付で株式分割を行っております。

１．株式分割の目的

株式分割により投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的とします。

２．株式分割の概要

（１）分割の方法

2018年10月31日（水曜日）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式１株につき、２株の割合をもって分割いたします。

（２）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,474,000株
今回の分割により増加する株式数	2,474,000株
株式分割後の発行済株式総数	4,948,000株
株式分割後の発行可能株式総数	17,392,000株

（３）株式分割の日程

基準日公告日	2018年10月15日（月）
基準日	2018年10月31日（水）
効力発生日	2018年11月１日（木）

（４）１株当たり情報に及ぼす影響

これによる影響については、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して計算しており、[１株当たり情報に関する注記]に記載しております。

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2018年12月７日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、特定譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、本制度に関する議案を2019年１月30日開催予定の当社第25期定時株主総会に付議することといたしました。

１．本制度を導入する理由

対象取締役の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものであります。

２．本制度の概要

（１）対象取締役に対して発行又は処分される特定譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される特定譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、その数は、取締役会で決定します。ただし、本制度に基づき各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の間に対象取締役に発行又は処分される普通株式の総数は、5,000株以内とします。

なお、当社が普通株式について、本株主総会における決議の日以降を効力発生日とする株式分割、株式併合等、１株あたりの株式価値に影響を及ぼし得る行為をする場合、分割比率・併合比率等を勘案の上、本制度に基づき発行又は処分される普通株式の総数を合理的に調整するものといたします。

（２）特定譲渡制限付株式の払込金額

本制度により対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株あたりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

（３）金銭報酬債権の支給及び現物出資

当社は、各対象取締役に対し、当該各対象取締役に発行又は処分される普通株式の払込金額相当額の金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当該普通株式を引き受けることとなります。

（４）譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

① 対象取締役は一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。

② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得すること。

［その他の注記］

（減損損失）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	金額
デイサービス	リース資産 建物 工具、器具及び備品	東京都大田区他１拠点	72,125千円 9,643千円 32千円
小規模多機能型居宅介護	リース資産 工具、器具及び備品	愛知県名古屋市他 １拠点	77,291千円 57千円
グループホーム	建物 長期前払費用	兵庫県尼崎市	1,704千円 46千円
放課後等デイサービス	建物 工具、器具及び備品 長期前払費用	東京都墨田区	6,653千円 205千円 94千円
教室	建物 工具、器具及び備品 長期前払費用	大阪府東大阪市他 ３拠点	7,824千円 915千円 370千円
その他	のれん	―	3,581千円

当社グループは、資産のグルーピングを事業所及び管理会計上の事業別に行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

事業用資産のうち、収益性が低下した事業所について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値によって測定しており、将来キャッシュ・フローを年1.8％で割り引いて算定しております。

貸借対照表

(2018年10月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,178,997**	**流動負債**	**6,755,050**
現金及び預金	1,025,025	買掛金	172,937
売掛金	3,920,232	短期借入金	2,180,000
商品	971	1年内返済予定の長期借入金	789,927
貯蔵品	9,293	未払金	1,736,862
前払費用	448,020	未払法人税等	183,307
繰延税金資産	146,343	前受金	551,843
預託金	489,273	預り金	61,026
その他	162,208	賞与引当金	236,276
貸倒引当金	△22,371	リース債務	832,660
固定資産	**24,541,323**	その他	10,208
有形固定資産	**19,644,724**	**固定負債**	**20,584,588**
建物	537,339	長期借入金	850,896
構築物	1,602	繰延税金負債	567,590
車両運搬具	0	リース債務	18,776,190
工具、器具及び備品	221,938	資産除去債務	213,420
土地	94,275	その他	176,490
リース資産	18,668,052	**負債合計**	**27,339,639**
建設仮勘定	121,516	**純資産の部**	
無形固定資産	**120,262**	**株主資本**	**2,020,006**
借地権	20,101	資本金	100,000
商標権	982	資本剰余金	996,730
ソフトウェア	86,665	資本準備金	463,365
その他	12,513	その他資本剰余金	533,365
投資その他の資産	**4,776,336**	利益剰余金	1,408,143
投資有価証券	2,080,100	その他利益剰余金	1,408,143
関係会社株式	250,011	繰越利益剰余金	1,408,143
破産更生債権等	740	自己株式	△484,867
長期前払費用	319,735	**評価・換算差額等**	**1,360,675**
差入保証金	2,108,475	その他有価証券評価差額金	1,360,675
その他	19,002	**純資産合計**	**3,380,681**
貸倒引当金	△1,728		
資産合計	**30,720,320**	**負債及び純資産合計**	**30,720,320**

損 益 計 算 書

〔2017年11月１日から
2018年10月31日まで〕

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		25,757,127
売上原価		21,124,919
売上総利益		**4,632,207**
販売費及び一般管理費		4,178,585
営業利益		**453,622**
営業外収益		
受取利息	16,575	
受取配当金	9,621	
補助金収入	263,153	
受取手数料	5,477	
その他	9,308	304,137
営業外費用		
支払利息	512,876	
その他	1,022	513,898
経常利益		**243,860**
特別利益		
投資有価証券売却益	210,334	
固定資産売却益	3,168	213,503
特別損失		
固定資産除却損	2,321	
減損損失	171,437	
災害による損失	8,224	181,983
税引前当期純利益		**275,380**
法人税、住民税及び事業税	203,274	
法人税等調整額	△98,836	104,437
当期純利益		**170,942**

株主資本等変動計算書

〔2017年11月１日から
2018年10月31日まで〕

（単位：千円）

項目	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
2017年11月１日残高	100,000	463,365	533,365	1,372,649	△484,867	1,984,512
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△135,449		△135,449
当期純利益				170,942		170,942
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計				35,493		35,493
2018年10月31日残高	100,000	463,365	533,365	1,408,143	△484,867	2,020,006

項目	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
2017年11月１日残高	1,336,325	3,320,837
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△135,449
当期純利益		170,942
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	24,350	24,350
事業年度中の変動額合計	24,350	59,843
2018年10月31日残高	1,360,675	3,380,681

個 別 注 記 表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有 価 証 券

子会社株式及び関係会社株式・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) た な 卸 資 産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

・・・2007年３月31日以前に取得したものについては法人税法に規定する旧定額法、2007年４月１日以降に取得したものについては法人税法に規定する定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物　　３～34年

工具、器具及び備品　　３～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

・・・定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）によっております。

また、定期借地権については、契約期間に基づいております。

長期前払費用・・・定額法を採用しております。

リ ー ス 資 産・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

貸倒引当金・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金・・・従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額を計上しております。

4．のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の及ぶ期間（5年）にわたって均等償却を行っております。

5．消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は投資その他の資産の長期前払費用に計上し、5年間で均等償却しております。

6．記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

[貸借対照表に関する注記]

1．担保に供されている資産に係る事項

担保提供資産

現金及び預金　10,000千円

対応する債務

有料老人ホームの入居一時金保全措置に基づく金融機関保証極度額　20,000千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　4,647,935千円

3．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権　145,131千円

短期金銭債務　252,909千円

4．投資有価証券の貸株

当社は、投資有価証券のうち、1,891,000千円については貸株に提供しております。

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高　20,703千円

仕入高　1,178,275千円

販売費及び一般管理費　228,955千円

営業取引以外の取引高　2,420千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	216,516株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	18,177千円
賞与引当金	81,633千円
減損損失	194,080千円
減価償却損金算入限度超過額	9,300千円
資産除去債務	73,736千円
前払退職金	7,577千円
前受収益	21,329千円
その他	24,586千円
繰延税金資産小計	430,423千円
評価性引当額（控除）	△86,555千円
繰延税金資産合計	343,868千円
繰延税金負債との相殺	△197,524千円
繰延税金資産の純額	146,343千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	46,836千円
その他有価証券評価差額金	718,278千円
繰延税金負債合計	765,115千円
繰延税金資産との相殺	△197,524千円
繰延税金負債の純額	567,590千円

［１株当たり情報に関する注記］

１．１株当たり純資産額	748円77銭
２．１株当たり当期純利益	37円86銭

（注）１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益は、2018年11月１日に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

［重要な後発事象に関する注記］

（株式分割）

当社は、2018年９月19日開催の取締役会の決議に基づき、2018年11月１日付で株式分割を行っております。

１．株式分割の目的

株式分割により投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的とします。

２．株式分割の概要

（１）分割の方法

2018年10月31日（水曜日）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式１株につき、２株の割合をもって分割いたします。

（２）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,474,000株
今回の分割により増加する株式数	2,474,000株
株式分割後の発行済株式総数	4,948,000株
株式分割後の発行可能株式総数	17,392,000株

（３）株式分割の日程

基準日公告日	2018年10月15日（月）
基準日	2018年10月31日（水）
効力発生日	2018年11月１日（木）

（４）１株当たり情報に及ぼす影響

これによる影響については、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して計算しており、［１株当たり情報に関する注記］に記載しております。

（譲渡制限付株式報酬制度の導入）

当社は、2018年12月７日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、特定譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、本制度に関する議案を2019年１月30日開催予定の当社第25期定時株主総会に付議することといたしました。

１．本制度を導入する理由

対象取締役の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものであります。

２．本制度の概要

（１）対象取締役に対して発行又は処分される特定譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される特定譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、その数は、取締役会で決定します。ただし、本制度に基づき各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の間に対象取締役に発行又は処分される普通株式の総数は、5,000株以内とします。

なお、当社が普通株式について、本株主総会における決議の日以降を効力発生日とする株式分割、株式併合等、１株あたりの株式価値に影響を及ぼし得る行為をする場合、分割比率・併合比率等を勘案の上、本制度に基づき発行又は処分される普通株式の総数を合理的に調整するものといたします。

（２）特定譲渡制限付株式の払込金額

本制度により対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株あたりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

（３）金銭報酬債権の支給及び現物出資

当社は、各対象取締役に対し、当該各対象取締役に発行又は処分される普通株式の払込金額相当額の金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当該普通株式を引き受けることとなります。

（4）譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

① 対象取締役は一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。

② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得すること。

[その他の注記]

(減損損失)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	金額
デイサービス	リース資産 建物 工具、器具及び備品	東京都大田区他１拠点	72,125千円 9,643千円 32千円
小規模多機能型居宅介護	リース資産 工具、器具及び備品	愛知県名古屋市他 １拠点	77,291千円 57千円
グループホーム	建物 長期前払費用	兵庫県尼崎市	1,704千円 46千円
放課後等デイサービス	建物 工具、器具及び備品 長期前払費用	東京都墨田区	6,653千円 205千円 94千円
その他	のれん	―	3,581千円

当社は、資産のグルーピングを事業所及び管理会計上の事業別に行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

事業用資産のうち、収益性が低下した事業所について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値によって測定しており、将来キャッシュ・フローを年1.8%で割り引いて算定しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０１８年１２月２０日

株式会社ケア２１
取締役会御中

ＰｗＣ京都監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　山　本　眞　吾　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　柴　田　篤　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ケア２１の２０１７年１１月１日から２０１８年１０月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケア２１及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０１８年１２月２０日

株式会社ケア２１
取締役会御中

ＰｗＣ京都監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　山本眞吾　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　柴田篤　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ケア２１の２０１７年１１月１日から２０１８年１０月３１日までの第２５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2017年11月1日から2018年10月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査課、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びＰｗＣ京都監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣ京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣ京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年12月21日

株式会社ケア２１　監査役会

常勤社外監査役　　天　谷　庄太郎　㊞

社外監査役　　笠　原　諄　一　㊞

監　査　役　　山　元　直　貴　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

第25期期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

１．配当財産の種類

金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき65円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、146,736,460円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日

2019年１月31日といたしたいと存じます。

第２号議案　　定款一部変更の件

１．提案の理由

事業内容の細分化と今後の継続的な事業展開のため、現行定款第２条に規定する事業目的の加除と、これに伴う号数の繰り下げ等を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）～（16）　（条文省略） （17）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 ①　　（条文省略） ②一般相談支援事業 ③特定相談支援事業 ④～⑨　（条文省略） （新設） （新設） （18）～（85）　（条文省略）	（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）～（16）　（現行どおり） （17）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 ①　　（現行どおり） （削除） （削除） ②～⑦　（条文省略） （18）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業 （19）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業 （20）～（87）　（条文省略）

第３号議案　　取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって取締役依田平、遠藤昭夫、深貝亨、長屋博の４氏は任期満了となりますので取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	依田（よだ）　平（たいら） （1952年11月22日生）	1976年４月　株式会社ぎょうせい入社 1984年10月　有限会社エポアンドエディ設立 代表取締役社長 1993年11月　株式会社ヨダゼミイースト （現当社）設立 代表取締役社長（現任） 1997年４月　学校法人未来学園　理事長 （現任） 1998年４月　学校法人依田学園（現学校法人新和学園）　理事長 2003年４月　社会福祉法人気づき福祉会 理事長 2004年12月　株式会社ＥＥ２１設立　取締役 2006年５月　株式会社サポート２１設立 代表取締役社長（現任） 2011年11月　株式会社浅科依田設立 代表取締役社長（現任） 2012年２月　株式会社ＥＥ２１ 代表取締役会長（現任） 2014年10月　株式会社ケア２１メディカル 代表取締役社長 2014年10月　株式会社美味しい料理 代表取締役会長（現任） 2015年３月　株式会社まごの手サービス 代表取締役社長（現任） 2015年５月　株式会社ニューケアネット 取締役（現任） 2015年11月　株式会社たのしい職場 代表取締役社長（現任） 2016年１月　株式会社ケア２１メディカル 取締役会長（現任）	73,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	遠藤　昭夫（えんどう　あきお） （1952年１月12日生）	1974年４月　近畿日本ツーリスト株式会社（現KNT-CTホールディングス株式会社）入社 2009年３月　同社取締役 2011年１月　同社常務取締役 2013年１月　同社顧問 2014年２月　当社入社 2014年５月　当社　経理部長 2014年10月　株式会社ケア２１メディカル監査役（現任） 2014年10月　株式会社美味しい料理監査役（現任） 2014年12月　株式会社ＥＥ２１監査役（現任） 2015年１月　当社取締役 2015年３月　株式会社まごの手サービス監査役（現任） 2015年11月　株式会社たのしい職場監査役（現任） 2017年３月　当社常務取締役 2017年６月　株式会社かがやく学び舎代表取締役社長（現任） 2017年11月　当社常務取締役業務統括本部長（現任）	－　株
3	深貝　亨（ふかがい　とおる） （1953年８月１日生）	1985年６月　行政書士登録（現任） 2003年５月　北海道行政書士会　会長 2005年６月　日本行政書士会連合会理事運輸交通部長 2006年１月　当社取締役（現任） 2007年６月　日本行政書士会連合会　副会長 2007年12月　Ｐ・Ｒ・Ｏ行政書士法人代表社員（現任） 2009年６月　日本行政書士会連合会　相談役 2010年６月　北海道政策評価委員会　委員 2012年８月　株式会社法務ネット事業承継センター　代表取締役（現任） 2014年７月　有限会社小林ビル管理代表取締役（現任） 2015年５月　北海道行政書士会　相談役（現任） 2016年８月　学校法人優駿学園　理事長	－　株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	長屋　博（ながや　ひろし） （1952年７月１日生）	1975年４月　株式会社東海銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入社 1979年７月　長屋印刷株式会社入社 1982年７月　同社取締役副社長 2001年７月　２Ｃ・ＬＩＦＥ株式会社代表取締役社長 2003年12月　ジェイプリント株式会社設立代表取締役社長（現任） 2004年５月　株式会社長屋設立代表取締役社長（現任） 2005年６月　株式会社一貫堂設立代表取締役社長（現任） 2009年１月　当社取締役（現任） 2009年６月　長屋印刷株式会社代表取締役（現任） 2009年６月　東桜ビル株式会社代表取締役社長（現任） 2011年９月　一般社団法人ＨＥＡＤ研究会常務理事（現任） 2014年12月　一般社団法人ＲＥ　ＡＧＥＮＴ代表理事	6,600株

（注）1. 候補者依田平氏は、学校法人未来学園の理事長を兼務しており、当社は同校の実習生の研修業務を受託しております。
2. 候補者長屋博氏は、株式会社一貫堂の代表取締役社長であり、同社は当社と取引関係があります。
3. 他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 深貝亨氏、長屋博氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は株式会社東京証券取引所に対して、深貝亨氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
5. 深貝亨氏は、行政書士として豊富な経験、実績、見識を有し、また、客観的視点で、独立性をもって経営の監視と助言を行うことに適任であります。そのことにより、社外取締役として取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって13年となります。
6. 長屋博氏は、企業経営者として豊富な経験と知見に基づき実践的な観点から適切な意見をいただいており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断し、候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって10年となります。

第４号議案　取締役に対する特定譲渡制限付株式の付与のための報酬支給の件

当社における役員報酬制度の見直しの一環として、取締役の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、特定譲渡制限付株式報酬制度を導入するものとし、当該制度に基づき、取締役（社外取締役を除きます。）（以下、「対象取締役」といいます。）に対し、新たに特定譲渡制限付株式（所得税法施行令第84条第１項及び法人税法第54条第１項に規定する特定譲渡制限付株式をいいます。以下、本議案において同じです。）の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬の総額は、年額10百万円以内といたします。また、対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

上記金銭報酬の総額は、2004年１月29日開催の第10期定時株主総会においてご承認をいただいた取締役の報酬等の額である年額400百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とは別枠として、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は６名（うち社外取締役２名）ですが、第３号議案が原案通り承認可決されますと６名（うち社外取締役２名）となり、対象取締役は４名となります。

また、対象取締役は、取締役会決議に基づき特定譲渡制限付株式として発行又は処分される普通株式について、本議案及び当社の取締役会決議に基づき対象取締役に支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当該普通株式を引き受けるものとし、これにより発行又は処分される普通株式の総数は年5,000株以内といたします。

ただし、当社が普通株式について、本議案の決議の日（以下、本議案において「決議日」といいます。）以降を効力発生日とする株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合を行う場合には、当該効力発生日以降、本制度に基づき発行又は処分される普通株式の総数を次の算式により調整するものとし、これら以外の１株あたりの株式価値に影響を及ぼし得る行為を行う場合には、次の算式に準じた合理的な方法で調整するものといたします。

調整後の発行又は処分株式数＝
調整前の発行又は処分株式数×分割・併合の比率

本制度に基づき発行又は処分される普通株式の１株当たりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲にて、取締役会において決定されます。また、これによる普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、本議案において「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、１年間から３年間までの間で取締役会が定める期間（以下、本議案において「譲渡制限期間」といいます。）中、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、本議案において「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします（以下、本議案において「譲渡制限」といいます。）。

(2) 対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得するものとします。

(3) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除するものとします。ただし、当該取締役が、上記（2）に定める取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとします。

(5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が株主総会（ただし、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するものとします。

(6) 上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとします。

（ご参考）
当社は、本議案による当社取締役に対する特定譲渡制限付株式報酬制度の導入と合わせて、当社の従業員並びに当社子会社の従業員に対しても同様の譲渡制限付株式を取締役会の決議により発行又は処分する予定であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　　場
ホテルモントレ大阪　７階　Palffy（「パルフィ」）
大阪市北区梅田三丁目３番45号　Tel. 06-6458-7111

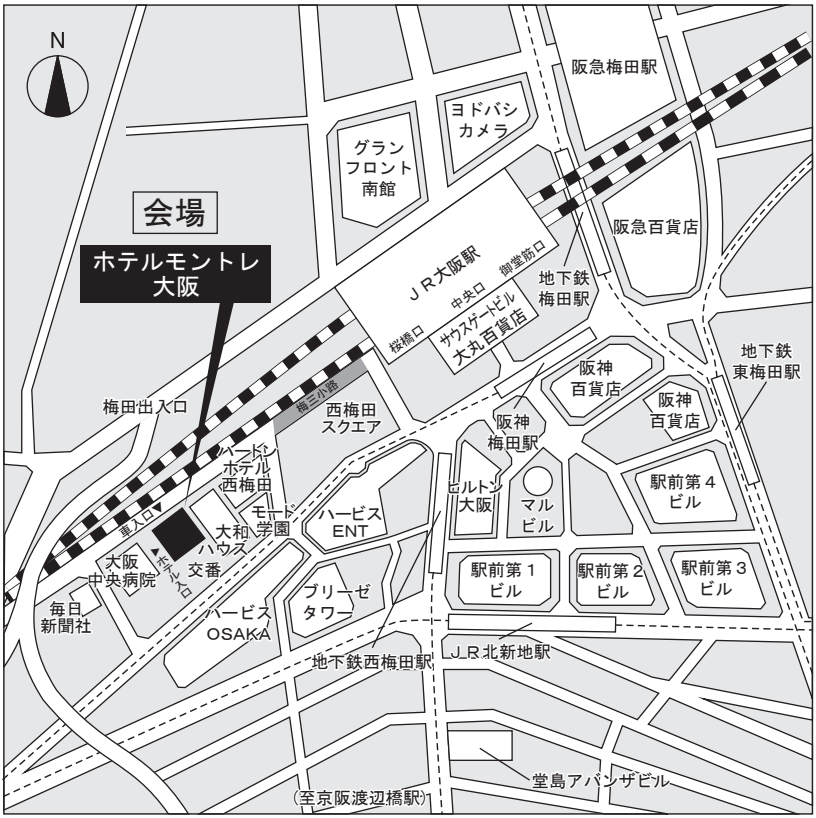

交通機関のご案内

JR大阪駅（桜橋出口）・阪神電鉄梅田駅・大阪メトロ四つ橋線西梅田駅　徒歩約５分
JR東西線北新地駅　徒歩約７分
大阪メトロ御堂筋線梅田駅　徒歩約８分
大阪メトロ谷町線東梅田駅　徒歩約９分
阪急梅田駅　徒歩約12分
（地下通路「ガーデンアベニュー」よりお越しの場合は、6-30出口より地上へお上がりください。）
※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。
※ご出席の株主様へのお土産は、株主優待制度の導入に伴いまして本年より取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。